

## 勸事と進過状

—— 撰関期における非制度的刑罰展開の一餉 ——

告 井 幸 男

近年長谷山彰氏によって当該テーマについての基本的な考察が成された。長谷山氏の研究は『古事類苑』以来初めての本格的な研究であり、研究史上一段階を画す評価すべきものであるが、なお疑問の点や補正を要するところもあるように思う。本稿は氏の研究成果を批判的に検証・検討しながら、さらにその過程で明らかになった副題で示した問題について考察する。

長谷山氏は勸事と進過状を区別されるが、両者を截然と区分しえないことは諸事例より明らかである。氏は勸事に処せられた者は参内・公務・公事参加が禁止されるとするが、それは勸勤の場合の付随効果に過ぎず、勸事本来の科罰効果は処勤者の前を去って謹慎することである。一方進過状は科刑前の手続上の一段階にすぎなかったが、過状提出中の謹慎行為が科罰と等しく見なされ、単独の刑罰となった。両者は共通して謹慎行為を刑の本質としており、進過状の謹慎行為をも勸事の範疇に含むことになったのである。つまり進過状と勸事は概念的に別のもではない。なお公務・公事を禁止する刑罰としては別に停齎務・停任という処罰が存在し、勸事・進過状ともにこれらと併科されうる。

長谷山氏や義江彰夫氏の研究の過誤・不足な点は、勸勤のみしか考察に入れていないことである。勸事(含進過状)の本義は上の者が下の者を叱責することであるから、天皇や撰関に限らず、

諸司諸家など上下関係の存在するところにおいて広範に行われていた。処勤は「天皇—上卿—長—次官—判官—主典—雑任」のルートに沿ってなされる。但し処勤の権限があったのは長・次官以上で、判官・主典が雑任などを自らの意志で独自に処勤することは出来ない。判官などが雑任クラスを処勤するときには、次官の許諾を必要とした。また逆に長・次官が雑任クラスを処勤するときは直接仰せることはせず、判官・主典を経由した。これは当時判官以下の下僚が、長・次官の従者的存在に位置づけられていたことに相応する歴史の様相である。なお以上から論理的には、次官は独自に下僚を処勤し得るという結論を導き出しうるが、管見に入った実例による限り長官への報告を要したようである。これが当該期に特徴的なことなのか、また全ての官司に普遍的なのか(管見に入った実例は右近衛府のみ)については今のところ断案を下し得ない。但しこの頃の歴史の様相として内外諸司において長官の権限が強くなり次官との懸隔が広がることが、先行研究によって明らかにされているので、それと恐らくは相関するであろうと推論するに留める。

なお太政官においては通常「上卿—弁—史」のルートで処・勸が行われるが、弁官局はその独立性に依じて、「弁—史—官掌」のルートでもしばしば行われた。太政官において弁官は判官の位置にあるが、彼のみは他司の三等官と異なり長官の許諾なく下僚に対して勸事を処し得たのである。というよりはむしろ、弁官局において彼は長官の位置にあると見なすべきであろう。また史を処勤するときには「弁—大夫—史」というルートをとることも間々あり、これは当該期が局務形成期の萌芽期であることと相関していると見てよいだろう。

また官司外、例えば儀式等での過怠は官・藏人・外記方などの運営分担に基づいて為され、あるいは諸国からの事案は弁官が担当するなど、他の一般行政と同様、原因閑怠の場の行事奉行者の管轄となる。

この処罰の最大の特徴は、公的機関や官職ではなく個人によって為されるといふことであり、勤事を免すことが出来るのは勤事に処した人間だけであつて、それは処勤者の地位の変動に左右されない。すなわち処勤・免勤の権限は地位・官職等ではなく個人に属している。さらにこの個人の権限に属するというのは処勤発動者のみに限られるのではなく、ルート上の中継者もまた処する時と免す時と同一人であることが原則であつた。さらに言えばこれは当該処罰のみならず、当時の一般行政全てが、その権限は個人に属しており、当該期に一般的な歴史的特徴である。

被勤者は追却され或いは自ら退出するが、上の者から言えば逢わない、下の者から見れば逢つてもらえない、というのが最も根本的な科罰内容である。凡そ律令制的刑罰とは異質なものが、こういった内容の処罰が成立するには、当然それに相応する社会関係が存在してはならない。律令官司制・官人制などの制度が社会関係上大きな意味を持っているもとは、このような科罰内容が刑罰として効果が無い。当該期は殿上制によつて天皇と貴族の関係が主従関係に等しくなり、中下級官人層が公卿家に伺候するといったような社会関係が展開していたからこそ、このような内容の処罰も効果があつたのである。弁疏は認められず、上告・再審など審級制の規定を含む律令制刑罰・裁判制度とは、全く性質を異にするものであつた。それはこの刑罰が制度や機構ではなく権威にその処罰権の源泉を持つ、家産制的刑罰的な要素

を持つてゐるからである。ゆえに処された側が拒否出来なかつたように、処した側も処罰を撤回することは出来なかつた。私事が理由で勤事に処され、公務に従えないこともありえた。非制度的刑罰ゆえ制度的刑罰に比べ、格段に口入・私縁などによつて引き起こされる可能性も高い。処罰対象者・処罰理由その他の状況が同じながら、進過状であつたり勤事であつたり、処せられたり処せられなかつたりするのも、この刑罰の特色をよく表しているといえよう。

なお長谷山氏は勤事の公的処罰化を、古瀬奈津子氏による十世紀初めの宇多朝殿上制と関連付けているが、同様の過怠に対する律令制刑罰である贖銅及び奪祿、そして過状が返されず裁判文書として御所に留め置かれていた時期、の下限が十世紀半ばであることから、公的処罰化の画期は十世紀後葉に求めるべきである。公卿の一般官人に対する進過状もこの頃からであると考えられ、それは彼らの権門化を意味する。「律令制外古代」(長谷山氏)とは言い難い。律令制や古代とは別の歴史的段階と位置づけるべきである。